

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [タイムカードにおける判例（1）](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

タイムカードにおける判例（1）

タイムカードに記録された時間を労働時間として推定したもの

所定労働時間外に行った業務につき、タイムカードの記録の扱いについてはケース・バイ・ケースで、判例もその事案によりさまざまな立場をとっている。

まずは、「タイムカードに記録された時間を労働時間として推定したもの」をみてみよう。

タイムカードに記録された時間を労働時間と推定したもの

京都福田事件・京都地判 昭62.10.1	「業務の一環として届出の直行、直帰等の記載はほとんど全てタイムカードに転記していること、届出が提出されていなくても総務課はタイムカードの空白部分にきちんと時刻を記載していること・・・タイムカードの他に時間外労働時間を管理するための書面を作成していたことを認めるに足りる証拠がないこと」
三晃印刷事件・東京高判 平10.9.16	一定の超過時間分を対象として算出された定額の割増賃金の当否をめぐり「直行・直帰届の手続がなされたなどの特段の事情がない限り、タイムカードに基づいた始業時刻から終業時刻までの時間をもって実労働時間とすべし」
PE&HR事件・東京地判 平 18.11.10	他に客観的な時間管理をする資料がない場合、パソコンの立ち上げと、立ち下げを記録したログデータを参照して、推認すべき
ゲートウェイ21事件・東京 地判 平20.9.30	PCからのメール送信記録から労働時間を認定した

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.